

特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「受託業務」という。）の実施に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2 この特定個人情報取扱特記事項において、「特定個人情報」とは、番号法第2条第8項に定める特定個人情報をいう。

(安全管理措置)

第3 受託者は、受託業務の実施に当たり取り扱う特定個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者の制限等)

第4 受託者は、受託業務の実施に当たっては、受託者の従業員のうちから特定個人情報を取り扱う作業に従事する者（以下「従事者」という。）及びその責任者を指定し、あらかじめこれらの者の名簿を委託者に提出するものとする。

2 受託者は、前項の名簿に掲げられた者以外の者に受託業務に係る特定個人情報を取り扱わせてはならない。

3 受託者は、従事者に対し、特定個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、特定個人情報の適正な取扱いに資するための研修、指導、教育等を行わなければならない。

4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても受託業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受託者は、従事者に対し、受託業務に係る特定個人情報の漏えい等に

関しては、番号法及び法に基づき刑罰が科せられる場合もあることを周知させなければならない。

(取扱いの制限)

第5 受託者は、受託業務の実施に当たり特定個人情報を取り扱うときは、当該受託業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で行わなければならない。

(目的外利用及び第三者提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、受託業務において知り得た特定個人情報を当該受託業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、受託業務を実施するために委託者から提供された特定個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定等)

第8 受託者は、受託業務を実施するために委託者から提供された特定個人情報については、委託者が指定した場所又は受託者が管理し、かつ、安全管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、当該作業場所から持ち出してはならない。

2 受託者は、前項の作業場所については、生体認証その他の入退室管理の措置を講ずるものとする。

(再委託の制限)

第9 受託者は、原則として受託業務を実施するための特定個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により当該受託業務の一部の再委託をする必要があるときは、受託者は、あらかじめ当該再委託の相手方との間でこの特定個人情報取扱特記事項と同様の内容の約定を結んだ上で委託者の承諾を得なければならない。

3 前項の規定により再委託をしたときは、受託者は、再委託の相手方に対し、その安全管理措置の実施状況を随時確認するとともに、必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 前各項の規定は、再委託以降の委託について準用する。この場合において、前各

項中「受託者」とあるのは「再委託以降の委託を受けた者」と、「再委託」とあるのは「再々委託以降の委託」と読み替えるものとする。

(不備の報告等)

- 第10 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者の特定個人情報の保護及び管理の状況について不備を発見したときは、速やかにこれを報告しなければならない。
- 2 受託者は、前項の報告に基づき委託者が実施する改善策の検討に関し、誠実にこれに協力するよう努めるものとする。

(遵守状況に係る調査等への協力)

- 第11 受託者は、受託業務を実施するに当たり、委託者がこの特定個人情報取扱特記事項の各項目の遵守状況について報告を求めた場合は、これに誠実に応じなければならない。
- 2 受託者は、この特定個人情報取扱特記事項の各項目の遵守状況について、委託者から、受託者の施設への立ち入り又は受託者の従事者（再委託以降の委託の相手方の従業員を含む。）からの聞き取り等の方法による調査への協力を求められた場合は、受託者の業務に支障が生じない範囲内においてこれを承諾しなければならない。

(契約完了後の資料等の取扱い)

- 第12 受託者は、受託業務を実施するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、この契約が完了し、又は解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は委託者が指示する方法により確実に廃棄若しくは抹消するものとする。ただし、別に委託者の指示がある場合は、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

- 第13 受託者は、この特定個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第14 委託者は、受託者がこの特定個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。